

－要介護認定とサービス利用について－

申請

介護サービスを利用する際には、要介護認定の申請が必要になります。

申請は、家族の方等が直接役場に来られるか、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所、施設等に代行してもらえます。

主治医意見書と認定調査票の作成

主治医の診察を受けていただき、主治医意見書を作成します。

町や町が委託した調査員が訪問し、状態を調査し、認定調査票を作成します。

認定

揃った書類により審査会を開催し、低い方から、要支援1～2、要介護1～5までの要介護度等が決められ、認定されます。

申請から認定まで、およそ1ヶ月半くらいの期間がかかります。

ケアプランの作成

地域包括支援センターや居宅介護支援事業所、施設等で担当してもらったケアマネジャーを決めていただき、ケアプランを作成します。

サービスの利用

ケアプランに基づき、その要介護度等に応じて、以下の様なサービスが利用できます。

訪問サービス	訪問介護	(ホームヘルプ)
	訪問入浴介護	
	訪問看護	
	訪問リハビリテーション	
	居宅療養管理指導	
通所サービス	通所介護	(デイサービス)
	通所リハビリテーション	(デイケア)
用具・住宅	福祉用具貸与	(車いす、特殊寝台、歩行器等)
	福祉用具購入	(腰掛け便座、入浴補助用具等)
	住宅改修	(手すり取付け、段差解消等)
施設サービス	短期入所生活(療養)介護	(ショートステイ)
	認知症対応型共同生活介護	(グループホーム)
	介護老人福祉施設	(特別養護老人ホーム)
	介護老人保健施設	(老人保健施設)
	介護療養型医療施設	(療養病床等)
	介護医療院	※介護療養型医療施設から転換

総合(介護予防)事業

介護予防(要支援1～2相当)の訪問介護(ホームヘルプ)、通所介護(デイサービス)を週1～2回利用する場合であれば、要介護認定を受けずに、簡単なチェックリストや状態確認の調査等により、『事業対象者』として申請から短期間で利用することができます。

地域包括支援センター

地域包括支援センターは、申請の代行やケアプランを作成する他、高齢者の総合相談・窓口も設置しておりますので、お気軽にお問い合わせください。

(町社会福祉協議会内 電話0173-22-3918)



－介護サービスを利用する際の利用者負担割合について－

介護サービスを利用する際の利用者負担割合は、平成30年度の国の制度改正を受け、町の大半の方々は一割負担のままですが、一部の一定以上の所得がある方には二割または三割を負担していただくことになりました。

二割負担になる方

本人の合計所得額が160万円以上で、
さらに、課税年金等収入額が、同じ世帯に65歳以上の方が1人の場合は280万円以上、2人以上いる場合は346万円以上の方です。

三割負担になる方

本人の合計所得額が220万円以上で、
さらに、課税年金等収入額が、同じ世帯に65歳以上の方が1人の場合は340万円以上、2人以上いる場合は463万円以上の方です。

月々の負担額の上限

月々の負担額には上限があり、これを超えると高額サービス費が支給されます。
月々の負担額の上限は、【－高額介護サービス費について－】をご覧ください。

「介護保険負担割合証」の交付等

- ・要介護認定を受けている方に交付します。
- ・期間は1年間となっており、毎年7月末に更新したものを交付します。
- ・利用者負担割合の欄により負担割合をご確認ください。
- ・介護保険被保険者証と一緒に保管し、サービスを利用する際に提示してください。

－高額介護サービス費について－

その世帯の所得等に応じ、月々の負担額の上限が設定されており、1ヶ月に支払った負担額がその上限を超えた分は、後で払い戻されます。

月々の負担額の上限

区 分		負担額の上限月額
生活保護受給者		15,000円
<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢福祉年金受給者 ・ 課税年金等収入額が80万円以下の方 		15,000円
住民税非課税世帯		24,600円
住民税課税世帯		44,400円
が 現 役 並 み 所 得 者 世 帯	課税所得約145万円（年収約383万円）以上～	44,400円
	課税所得約380万円（年収約770万円）未満	
	課税所得約380万円（年収約770万円）以上～	93,000円
	課税所得約690万円（年収約1,160万円）未満	
課税所得約690万円（年収約1,160万円）以上		140,100円